

御質問への御回答

令和2年9月10日

防 衛 省

Q1 当方の8月12日付資料要求の2. は、7月13日午後3時半ごろに、「自衛隊機が飛行した事実はあるか」と事実関係の確認を求めている。しかし御省は、「羽田空港を離発着した自衛隊機はありません」と、羽田離発着に対する回答であった。

そもそも、当方の質問主旨は、当該時刻に東京都港区白金台を飛行していたのかどうかという事実関係の確認を求めているのであり、御省の回答を求める。仮に飛行していたのであれば、この自衛隊機の機種・機番・所属部隊名を明らかにするよう再度要求する。

(答) お示しいただいた日時において、東京都港区白金台上空を自衛隊機が飛行していた事実は確認されておりません。

Q2 羽田空港の南風時の着陸ルートに関して御省から「自衛隊の航空機が任務の遂行に必要な場合に、一定の時間帯及び気象条件において南風の滑走路運用が行われている場合には、民間航空機と同様に、南風時の着陸ルートを使用してC滑走路に着陸することがあります。」との回答をいただいた。

訊くが、この飛行ルートの運用が開始された本年3月29日以降、同ルートを使用し羽田空港に着陸した自衛隊機は何機あったか、明らかにされたい。

(答) 羽田空港への着陸に際して、自衛隊機は民間航空機と同様に管制官の指示に従って飛行しています。その上で、国土交通省によれば、3月29日以降で羽田新経路を使って羽田空港に着陸した自衛隊機は、2機であったと承知しています。

Q 3 羽田空港の南風時の着陸ルートの運用が開始される3月29日より前は、自衛隊機はどのような着陸ルートを使用していたか。民間機と同じコースを飛行していたか（南風時は東京湾・浦安沖から到着等）明らかにされたい。

(答) 羽田空港への着陸に際して、自衛隊機は民間航空機と同様に管制官の指示に従って飛行しています。その上で、国土交通省によれば、3月29日以前及び以降に関わらず、羽田空港に着陸する民間航空機と自衛隊機は同じコースを使用しているものと承知しています。

Q 4 3月29日から運用されている羽田空港の新ルートは、住民から落下物への懸念が多く寄せられている。同ルートを使用する自衛隊機についてはどのような対策を講じているか明らかにされたい。

(答) 自衛隊においては、日頃から、航空機の整備、隊員の教育の観点等から様々な対策を講じております。

具体的には、整備の面では、飛行前後の整備点検のみならず、定期的に整備を行い、飛行の安全及び品質管理の上で重要な構成品の定期的な交換等、必要な措置を講じています。

また、隊員の教育においては、パイロットの安全教育に万全を期すことはもとより、整備員についても、学科教育や飛行前後の機体の整備点検等に際し、安全確保に関する指導を行っているところです。